

公益社団法人青森県診療放射線技師会慶弔規程

平成25年 4月29日制定
令和 5年 6月29日改正

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款細則第31条に基づき、本会会員の慶弔に対し、必要な事項を定める。

第2章 適用と義務

(規程の適用)

第2条 この規程の適用をうけるべき事由は、以下とする。

- (1) 会員の死亡 弔花及び弔電は、別表1、2に定める。
- (2) 慶事に関しては、別表3により理事会に諮ることとする。

(申告)

第3条 会員がこの規程を受けるべき事案が発生した場合は、本人、代理人又は理事が会長に申告する。

- 2 会員がこの規程を受けるべき弔事が発生した場合は、代理人又は理事が会長に申告する。
- 3 会長が不在の場合は、副会長または常務理事に申告する。

(報告義務)

第4条 第2条各項に定めるもののほか、必要と思われる事案が発生したときは、会長が判断して慶弔を行い、遅滞なく、理事会に報告する。

第3章 雑則

(規程の改正)

第5条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月29日より直ちに施行する。
- 2 この規程は、令和5年6月29日改正、同日施行する。

別表1 弔意の表し方

検討事項	内容
費用の代替え	<ol style="list-style-type: none"> 1. 葬儀等に係る弔意を表すための費用は、理事等が会長（不在の場合は副会長または常務理事）への報告をもって許可されたものとし、迅速に対処するため費用を一時立て替えることができる。 2. 費用は、領収書や報告書をもって請求できる。
会員の定義	<ol style="list-style-type: none"> 1. 正会員 2. 賛助会員は会社の代表又は本会に著しく協力をしてくれた社員等
弔電の手配	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職場等からの連絡により、正会員の死亡の事実を理事等が知った場合は、弔電を手配する。 2. 弔電は原則基本台紙とする。
弔花の手配 (一般的な葬儀と家族葬への対応)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職場等からの連絡により、正会員の死亡の事実を理事等が知り、遺族が供花で弔意を示すことに同意した場合で、通夜の午前中まで手配が可能な場合に限る。 2. 宗教や式場の雰囲気を統一するため、決められた選択肢から供花を選ぶことが望ましく、社会通念の範囲内とする。 3. 遺族が供花に同意しない場合は、香典での弔意に同意いただけるか確認する。同意された場合は理事が弔意を表すために通夜等弔問に伺い遺族に弔意を表す。 4. 1及び3に同意いただけない場合は弔電のみとする。
弔花の手配が遅れた場合	<ol style="list-style-type: none"> 1. 会員死亡の確認が、様々な理由から遅れた場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 会員が死亡し四十九日前の場合は、弔花の代わりに香典と遅延のお詫びとお悔やみの手紙を添えて、現金書留で送付すること。なお、仏式では御香料、神式では御玉串料、以上水引ありの封筒。キリスト教では御花料として記載した水引なしの封筒など注意すること。 ② 会員が死亡し四十九日を過ぎ百か日以内の場合は、弔花の代わりに香典と遅延のお詫びとお悔やみの手紙を添えて、現金書留で送付すること。なお、仏式では御仏前、神式では御玉串料、以上水引ありの封筒。キリスト教では御花料として記載した水引なしの封筒など注意すること。 ③ 会員が死亡し百か日を過ぎた場合、弔意は示さず総会時の黙とうとする。

別表2 費用 (2023年6月現在)

当該年度のみに対応とし、2年以上の年会費滞納者は対象外とする。

項目	金額	備考
弔電	2,000円以下(税込)	葬儀会場HPでも対応可能
弔花	生花スタンド1本 16,500円(税込) 生花スタンド1本 22,000円(税込)	当該年度会費未納者 当該年度会費完納者
香典	一律10,000円	当該年度会費未納の場合も対応
御花料	一律10,000円	

* 費用は5年をめぐりに見直しを行うこと。

別表3 慶事

慶事の内容	具体的な慶事
国・県からの要望で理事会が推薦した表彰者（叙勲）	本会会長が発起人とする祝賀会 （表彰者の了解が必要） （感染等の規制時は控える）
国・公益社団法人日本診療放射線技師会からの要望で理事会が推薦した表彰者（厚生労働大臣表彰等）	
県からの要望で理事会が推薦した表彰者（県褒章）	
公益社団法人日本診療放射線技師会からの要望で理事会が推薦した表彰者	
公益社団法人日本診療放射線技師会からの要望で理事会が推薦した永年勤続表彰者	特に実施なし
理事会が推薦していない表彰者	発起人からの依頼を受けて会長が判断する